

議案第12号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成30年2月22日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和38年守口市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条から第6条まで 略</p> <p>（初任給、昇給、昇格等）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 職員の昇給は、規則で定める日に、<u>同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。</u></p> <p>4から9まで 略</p> <p>第7条の2から第10条まで 略</p> <p>（管理職員特別勤務手当）</p> <p>第10条の2 前条第1項に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第2条第5項及び第6項、第3条第1項及び第2項並びに第4条第1項の規定に基づく週休日又は休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p>	<p>第1条から第6条まで 略</p> <p>（初任給、昇給、昇格等）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 職員の昇給は、規則で定める日に、その者の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>4から9まで 略</p> <p>第7条の2から第10条まで 略</p> <p>（管理職員特別勤務手当）</p> <p>第10条の2 前条第1項に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第2条第5項及び第6項、第3条第1項及び第2項並びに第4条第1項の規定に基づく週休日又は休日 <u>（次項において「週休日等」という。）</u> に勤務した場合は、当該職員に</p>

2 管理職員特別勤務手当の額は、勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額とする。ただし、前項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第11条から第19条の3まで 略

(勤勉手当)

第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月において市長が別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員（市長が定める職員を除く。）についても、同様とする。

は、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、前条第1項に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額とする。ただし、第1項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第11条から第19条の3まで 略

(勤勉手当)

第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月において市長が別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員（市長が定める職員を除く。）についても、同様とする。

2から4まで 略

第21条から第25条の2まで 略

(特別報酬)

第25条の3 消費生活相談員、延長保育士及びもりぐち児童クラブ指導パートナーが次の各号のいずれかに該当するときは、普通報酬のほか、特別報酬を支給することができる。

(1)及び(2) 略

2及び3 略

第25条の4 略

(費用弁償)

第25条の5 略

2 前項の費用弁償の額については、第13条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「あつては額」とあるのは「あつては額、第2号の職員にあつては上限額」と、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「延長保育士」と、「その額から、その額に」とあるのは「、その額に」と、「額を減じた額」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3及び4 略

2から4まで 略

第21条から第25条の2まで 略

(特別報酬)

第25条の3 消費生活相談員及びもりぐち児童クラブ指導パートナーが次の各号のいずれかに該当するときは、普通報酬のほか、特別報酬を支給することができる。

(1)及び(2) 略

2及び3 略

第25条の4 略

(費用弁償)

第25条の5 略

2 前項の費用弁償の額については、第13条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「あつては額」とあるのは「あつては額、第2号の職員にあつては上限額」と読み替えるものとする。

3及び4 略

以下 略

以下 略

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。